

奈福障第 1317 号
令和 2 年 8 月 20 日

市指定障害福祉サービス等事業所
管理者 様

奈良市障がい福祉課長

居宅訪問に係る交通費の利用者からの受領について(注意喚起)

平素は、本市の障害福祉行政にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、訪問系サービスの実施に当たり居宅等への訪問を実施されているところですが、訪問先が当該サービス提供事業所の通常の事業の実施地域内であるにも関わらず訪問先の利用者から交通費を受領しているケースが散見されます。

サービス提供事業所が利用者から交通費を受領するケースとしては、**通常の事業の実施地域以外の居宅においてサービスを提供する場合に限られており**、通常の事業の実施地域以内の居宅の場合での受領は認められません。

つきましては、以下に示す内容をご確認のうえ、再度徹底くださいますよう、お願いいたします。

● 対象サービス

(ア)居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護

(イ)重度障害者等包括支援

(ウ)就労定着支援

(エ)自立生活援助

(オ)地域移行支援

(カ)地域定着支援

(キ)計画相談支援

● 該当条文

➤ (ア) ~ (エ)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」第 2 1 条第 3 項

➤ (オ) 、 (カ)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地
域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第 1 7 条第 2 項

➤ (キ)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計
画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第 1 2 条第 2 項

※「通常の事業の実施地域」とは、運営規程に定められている通常その事業所がサービスを提供する地域のこと

(参考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

【本件に係る連絡先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課 指定係

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL : 0742-34-4593

MAIL : jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp